

# 新型インフルエンザ等に係る住民接種のための看護職員登録制度

## 1 目的：新型インフルエンザ等に係る住民接種を円滑に実施するため

\* 新型インフルエンザ等に係る住民接種とは、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済の及ぼす影響が最小になる目的をもって、政府対策本部が実施を決定し、接種対象者や順位・期間等を示した上で、市町村が実施するものです。

## 2 内容：新型インフルエンザ等が発生した際に、和歌山市が実施する住民接種の業務（接種、問診票の確認、接種後の健康観察等）への協力

## 3 出務依頼に際して

- (1) 勤務等に差し支えない範囲で出務をお願いします。
- (2) 住民接種を実施することが決まった時点で、再度ご連絡させていただきます。
- (3) 出務先は、接種会場になります。現時点で、接種会場は市内体育館等を想定しています。具体的には、出務依頼時にご連絡します。
- (4) 原則、現地集合、現地解散です。
- (5) 出務に関する賃金等は、後日指定いただいた口座に口座振込します。
- (6) 状況が合わず、登録いただいている方全員に出務を依頼できるとは限りません。ご了承のほど、よろしくお願いします。
- (7) 医療事故等、出務中の不測の事態に際しては、和歌山市で対応します。また、損害賠償等は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第63条に規定する範囲内において対応します。

(損害補償)

**第六十三条** 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

## 4 連絡及び提出先

和歌山市保健所 感染予防対策グループ

電話：073-488-5118 FAX：073-431-9980

メール：[hokentaisaku@city.wakayama.lg.jp](mailto:hokentaisaku@city.wakayama.lg.jp)

## 5 提出方法

FAX又はメールで和歌山市保健所 感染予防対策グループまでご提出ください。

## 6 その他

本登録制度においてご提出いただいた個人情報は、住民接種にのみ活用し、それ以外の目的において使用は致しません。

新型インフルエンザ及び住民接種については、和歌山市感染症情報センターに掲載する予定です。アドレス：<http://www.kansen-wakayama.jp/>

